

## 泉大津市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案) に対する意見等と泉大津市の考え方

◇募集期間：令和2年12月25日（金）～令和3年1月22日（金）

◇募集方法：郵送、ファックス、電子メール又は障がい福祉課へ持参（また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置）

◇提出人数：4人

◇意見件数：5件

◇意見概要及び市の考え方

	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>【利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供】 市内にグループホームがあまり無いので、数を増やして欲しい。</p>	<p>グループホームの数につきましては、「第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」中「2(1)④居住系サービスの共同生活援助」において、今後の見込量を示しています。また、「第5章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援サービス確保のための方策」中「1(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備」においても、障がい者が自ら生活の場を選択し、地域で安心して暮らせるよう、福祉施設のニーズ把握に努めることを記載しています。</p>
2	<p>【障がい児支援の提供体制の整備等】 児童発達支援センターの設置について、是非整備を進め、障がいのある子どもが健やかに育っていくために、頼りとなる良い施設となってほしい。 小中学校と一緒に協力して支援して欲しい。</p>	<p>児童発達支援センターにつきましては、「第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込」中「1(5)障がい児支援の提供体制の整備等」において、令和5年度末までに1か所整備することを成果目標として記載しています。また、「第5章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援サービス確保のための方策」中「3 障がい児支援サービスの提供体制の確保」においても、ライフステージに沿った切れ目ない支援を関係機関や職種が連携して支援していくことを記載しています。</p>

3	<p>【障がい児支援サービスの提供体制の確保について】</p> <p>他市ではスタートしている通学支援について、現状、困っている方が多い状況であり、徒歩通学が禁止となっている児童は家族の迎えが無ければ、クラブ活動への参加ができない状況でもあるため、泉大津市でも検討して欲しい。</p>	<p>福祉分野における通学時における移動支援サービスは、「地域生活支援事業」の中で、一定の条件を満たす人に実施している自治体があることは認識しています。本市におきましても、医師の意見書等の提示により、保護者の病気等の状況を確認できる場合は特例的に月7日を目安に利用を認めていますが、更なる障がい児のサービス提供体制が整備できるよう、利用者のニーズ把握や他市の状況を検証するなど努めていきます。</p>
4	<p>【地域生活支援事業の実施について】</p> <p>地域の活性化、障がい者が過ごしやすいまちづくりを目指して、移動支援や通院介助に車の使用ができると、行動範囲の拡大が図れると思う。</p>	<p>通院介助においては、対象者により障がい福祉サービスによる居宅介護などを優先して利用することになります。また、移動支援事業による外出は、公共交通機関の利用や「常時介護ができる状態」であることが原則であるため、車の使用は事故も懸念されることから認めませんが、利用者ニーズに対応した障がい福祉サービスが提供できるよう努めていきます。</p>
5	<p>【障がい者の社会参加を支える取組について】</p> <p>地域の活性化、障がい者が過ごしやすいまちづくりを目指して、市をあげた、障がい者のイベントや事業所等の地域サービスを紹介するセミナー等を開催して欲しい。</p>	<p>障がい者のイベントについては「第3章 計画の基本的な考え方」中「3(7)障がい者の社会参加を支える取組」において、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などの継続実施について記載しています。</p> <p>また、地域サービスの紹介等につきましては、相談時に個別に応じたサービスの紹介や、市役所内にリーフレット等を設置し周知を図っていますが、「第3章 計画の基本的な考え方」中「3(1)障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」においても、サービス提供の基盤整備について記載しており、周知方法の検討など、わかりやすい情報提供に努めていきます。</p>